

通訳案内士登録申請等に必要書類の一覧（埼玉県在住者用）

1 必要な書類

区 分	新 規	変 更	再交付	抹 消	備 考
①申請書又は届出書 注：複数言語申請の場合は、言語ごとに作成	(○)※	(○)※	(○)※	○	申請窓口にて配布。(別記1参照) (ホームページからダウンロードできます。) ※電子申請の場合は提出の必要はありません。
②健康診断書	○				医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許の交付を受けた者による健康診断で、3か月以内に発行したもの。精神機能障害の有無等の記載のあるもの。(別記2参照)
③合格証書(写し)	○	(○)※	○		氏名変更の場合は戸籍抄本(変更前後の氏名が確認できるもの)を添付。 ※都道府県間の住所変更の場合は、写しを提出。
④宣誓書	○				申請窓口にて配布。 (ホームページからダウンロードできます。)
⑤写真2枚 注：複数言語申請の場合は、各言語につき2枚	○	○	○		最近6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cmのもの。裏面に氏名を記入。 ※電子申請の場合は郵送でお送りください。
⑥本人確認書類 (1点または2点)	○	○	○	○	○1点でよい書類 運転免許証・写真付き住基カード、在留カード・特別永住者証明書等 ※現住所が裏面に記載されている場合、両面の記載内容が分かるよう提出ください。 ○2点必要な書類(イとロから1点ずつ提出) イ 健康保険証、住民票抄本の写しなど ロ 学生証・会社等の身分証明書(写真付きのもの)・公の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの)、パスポート ※マイナンバーが記載されている書類は不可 ※顔写真付きの証明書が提出できない場合、窓口での申請が必要です。窓口までお問い合わせください。 (問い合わせ先:048-830-3959)
⑦登録証 (旧免許証を含む)		(○)※	(○)※	○	亡失(紛失)の場合は、発見時に返納すること。 ※電子申請の場合は郵送でお送りください。
⑧変更内容を証する書面		○			次ページ以降の別記3を御確認ください。
⑨抹消事由を証する書面				○	死亡した場合及び一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた場合等(下記サイトからダウンロードが可能です。) 全国通訳案内士の登録 - 埼玉県 (saitama.lg.jp)
⑩手数料 注：複数言語申請の場合は、言語ごとに必要。	円 5,100	円 4,200	円 4,200		※申請方法別にお支払い方法が異なります。 窓口申請…原則キャッシュレス決済 電子申請…クレジットカード、ペイジー
⑪検索サービス 利用申請書	○	(○)※	(○)※		※希望者のみ提出。詳細は下記サイトをご確認ください。(利用申請書のダウンロードが可能です) 全国通訳案内士の登録 - 埼玉県 (saitama.lg.jp)

◆ 窓口で申請される場合、担当者が不在の場合がありますので、事前に日時を予約のうえ、申請にお越しくださるようお願いいたします。なお、申請には、必ず「ご本人」がお越しくださるようお願いいたします。

別記1 申請書に記載する氏名及び住所

申請書に記載する氏名及び住所については、日本語(中国語・韓国語の氏名及び住所を有する申請者が漢字で記載する場合を含む。)と英語を併記してください。

申請者	表記	氏名	住所
日本国籍を有する者	日本語	住民票等に記載されているもの	住民票等に記載されているもの
	英語	上記内容をローマ字で記載	記載不要
外国人住民の方	日本語	登録されているものを漢字又はカタカナで記載	登録されているもの
	英語	パスポートに記載されているもの	記載不要
非居住者	日本語	漢字又はカタカナで記載	漢字又はカタカナで記載
	英語	パスポートに記載されているもの	英語又はローマ字で記載

別記2 健康診断書に関する関係法令(参考)

・通訳案内士法第21条第1項

都道府県知事は、前条第1項の規定による登録の申請をした者が・・・(略)・・・心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認められたときは、その登録を拒否しなければならない。

・通訳案内士法施行規則第17条

法第21条第1項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。)とする。

別記3 変更内容を証する書面

氏名や住所の変更内容や変更履歴を確認できる公的書面を御提出いただきます。

全国通訳案内登録証に記載の住所から現住所に至るまで、複数回住所を変更している場合、**登録証に記載の住所から現住所**までの変更の経緯が確認できる書面が必要です。

例) 以下のような住所変更をしている場合、①～③までの住所変更が記載された公的書類が必要です。

①茨城県〇〇市(登録証に記載の住所)⇒②埼玉県△△市⇒③埼玉県□□市(現住所)

※通訳案内士施行規則第十九条より、全国通訳案内士は住所地に変更があるときは、新住所地を管轄する都道府県に申請を行うことが定められています。住所を変更された際は登録事項の変更申請をお願いします。

○提出書類

【住所変更の場合】住民票抄本、戸籍の附票

【氏名変更の場合】戸籍抄本

※3か月以内に発行されたものであること。

※マイナンバーが記載されていないものであること。

・上記の他、変更前後の記載がある次のア、いずれかの書類に代えることができます。

ア. 運転免許証(両面)

イ. 写真付き住民基本台帳カード(両面)

【注意事項】

上記の提出書類では住所の履歴が確認できない場合、**登録証記載の住所から現住所**までの転居した時系列(わかる範囲での年月日)を確認いたします。

下記のいずれかの書面を御用意ください。

・パスポート(御自身で住所の変遷を記入済のもの)

・年金手帳(御自身で住所の変遷を記入済のもの)

・任意の様式で、住所変更の変遷が分かる書類

(記入内容:登録証記載の住所から現住所までの転居した時系列(わかる範囲での年月日)、申請者本人の署名付き)